

県民の皆様へ

令和2年5月13日

公益社団法人 茨城県歯科医師会

「新型コロナウイルス感染症のPCR検査についてのお知らせ」

今回、国のPCR検査体制の増強に向けて、「歯科医師によるPCR検査」が特例的・時限的に認められることになったとの報道がありました。歯科医師が行える検体採取の場所は、

「地域医師会等が運営するPCR検査センターに限定」

されています。

「歯科医院では、PCR検査は受けられません」

のでご注意願います。

また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに県の「帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方^(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。
症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

